

年管発 1017 第 7 号
平成 30 年 10 月 17 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（公 印 省 略）

平成 30 年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

標記について、別添のとおり日本年金機構理事長あて通知をしたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村への周知方よろしく取り計らわれない。

別添

年管発 1017 第 6 号
平成 30 年 10 月 17 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

平成 30 年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

本日、平成 30 年厚生労働省告示第 364 号（平成三十年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件）が公布・施行されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、市区町村に対しては、地方厚生（支）局長を通じて周知することとしていることを申し添える。

記

1 趣旨

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）、障害の程度の審査が必要な受給権者等及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、誕生日の属する月の末日（以下「指定期限日」という。）までに生計維持確認届、現況届等（以下「届書等」という。）を毎年（障害の程度の審査が必要な受給権者等が提出する障害状態確認届については厚生労働大臣が指定した年）、日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

平成 30 年北海道胆振東部地震に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域に住所を有する受給権者等であって、同地震後間もなく上記の期限日（以下「指定期限日」という。）が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられる。

本告示は、これらの受給権者等について、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても年金の支払が一時差止めとなることがないよう、届書等の提出期限を延長するものである。

2 内容

平成 30 年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に平成 30 年 9 月 6 日において住所を有する受給権者等であって、その誕生日が 9 月 1 日から 10 月 31 日までの間にあるものについては、平成 30 年における届書等の提出期限を平成 30 年 11 月 30 日とする。

〔政 令〕

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令(二九一)
- 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二九二)
- 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(二九三)
- 土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(二九四)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令(二九五)
- 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(二九六)

〔府令・省令〕

- 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令(内閣府・農林水産七)

〔省 令〕

- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(財務六五)
- 株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令(財務・厚生労働・農林水産・経済産業二)
- 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第七条第一項第二号の農林水産省令・財務省令で定める農林漁業者の組織する法人を定める省令(財務・農林水産三)
- 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第八条第一項の農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定める海外における中小企業者に準ずるもの及び金融機関を定める省令(財務・農林水産・経済産業一)
- 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働一二六)
- 労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令(同一二七)
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(同一二八)
- 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令(農林水産六七)

〔告 示〕

- 土地改良法施行規則の一部を改正する省令(同六八)
- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産・経済産業・国土交通一)
- 地方防衛局組織規則の一部を改正する省令(防衛七)
- 農林中央金庫法の施行に関し定める件等の一部を改正する告示(金融庁・農林水産五)
- 平成三十年七月豪雨に係る関税法第二条の三第一項の規定による指定地域について別に定める日を指定する件(財務二七八)
- 食品流通構造改善促進法第六条第一項の規定に基づき、同項の資金を指定する件の一部を改正する件(財務・農林水産一四)
- 岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件(国税庁二〇)
- 北海道の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件(同一二)
- 平成三十年七月豪雨による災害に関する、租税特別措置法第八十六条の五第一項の規定に基づき国税庁長官が定める日を定める件において、別途国税庁告示で定めることとされている日を定める件(同一二)
- 岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件(厚生労働三五九)

○

- 労働保険事務組合に対する報奨金の交付要件の算定の基準となる日の延長期日を定める件(同三六〇)
- 岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件(同三六一)
- 北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(同三六二)
- 北海道の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例(同三六三)

○

- 平成三十年北海道胆振東部地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件(同三六四)
- 卸売市場に関する基本方針(農林水産二二七八)
- 食品等の流通の合理化に関する基本方針(同二二七九)
- 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示(同二二八〇)
- 中央卸売市場の認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類を定める件(同二二八一)
- 流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針を変更した件(農林水産・経済産業・国土交通二)
- 国際観光の振興を図るための基本方針(国土交通一一八五)

○

- 卸売市場に関する基本方針(農林水産二二七八)
- 食品等の流通の合理化に関する基本方針(同二二七九)
- 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示(同二二八〇)
- 中央卸売市場の認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類を定める件(同二二八一)
- 流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針を変更した件(農林水産・経済産業・国土交通二)
- 国際観光の振興を図るための基本方針(国土交通一一八五)

○

- 卸売市場に関する基本方針(農林水産二二七八)
- 食品等の流通の合理化に関する基本方針(同二二七九)
- 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示(同二二八〇)
- 中央卸売市場の認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類を定める件(同二二八一)
- 流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針を変更した件(農林水産・経済産業・国土交通二)
- 国際観光の振興を図るための基本方針(国土交通一一八五)

○

- 卸売市場に関する基本方針(農林水産二二七八)
- 食品等の流通の合理化に関する基本方針(同二二七九)
- 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示(同二二八〇)
- 中央卸売市場の認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類を定める件(同二二八一)
- 流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針を変更した件(農林水産・経済産業・国土交通二)
- 国際観光の振興を図るための基本方針(国土交通一一八五)

○

- 卸売市場に関する基本方針(農林水産二二七八)
- 食品等の流通の合理化に関する基本方針(同二二七九)
- 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示(同二二八〇)
- 中央卸売市場の認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類を定める件(同二二八一)
- 流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針を変更した件(農林水産・経済産業・国土交通二)
- 国際観光の振興を図るための基本方針(国土交通一一八五)

○

- 卸売市場に関する基本方針(農林水産二二七八)
- 食品等の流通の合理化に関する基本方針(同二二七九)
- 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示(同二二八〇)
- 中央卸売市場の認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類を定める件(同二二八一)
- 流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針を変更した件(農林水産・経済産業・国土交通二)
- 国際観光の振興を図るための基本方針(国土交通一一八五)

○

- 卸売市場に関する基本方針(農林水産二二七八)
- 食品等の流通の合理化に関する基本方針(同二二七九)
- 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示(同二二八〇)
- 中央卸売市場の認定に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収証書をはり付ける書類を定める件(同二二八一)
- 流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針を変更した件(農林水産・経済産業・国土交通二)
- 国際観光の振興を図るための基本方針(国土交通一一八五)

○

○厚生労働省告示第三百六十四号

平成二十一年厚生労働省告示第五百二十号（国民年金法施行規則第十八条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十一号（厚生年金保険法施行規則第三十五条の二第一項の規定に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十二号（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令附則第五条第二項に基づき受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）、平成二十一年厚生労働省告示第五百二十三号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第二十八条第一項の規定に基づき厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）及び平成二十一年厚生労働省告示第五百二十四号（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第五十一条の二第五項の規定に基づき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の受給権者がその日までに書類等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日を定める件）において、受給権者（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定による遺族基礎年金の受給権者を除く。以下同じ）又は受給権者がその日までに届書等を提出すべき日として厚生労働大臣が指定する日のうち、平成三十年北海道胆振東部地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域に平成三十年九月六日において住所を有する受給権者又は受給者であつてその誕生日が九月一日から十月三十一日までの間にある者が平成三十年において届書等を提出すべき日は、これらの定めにかかわらず、平成三十年十一月三十日とする。

平成三十年十月十七日

厚生労働大臣 根本 匠